【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2019年3月14日

【発行者名】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡田 聡

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 小林 克也

【電話番号】 045-225-2080

【届出の対象とした募集内国投資信 オーストラリアREITファンド(毎月決算型) 託受益証券に係るファンドの名称】 オーストラリアREITファンド(年2回決算型)

【届出の対象とした募集内国投資信 各ファンドについて10兆円を上限とします。 託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)

オーストラリアREITファンド(年2回決算型)

(以下、上記を総称して又は個別に「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額()とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜 3.0%)()の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7)【申込期間】

2019年3月15日から2019年9月13日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。)の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての お申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお 問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<スイッチング>

当ファンドはオーストラリアREITファンド(毎月決算型)とオーストラリアREITファンド(年2回 決算型)間において、スイッチング()の取扱いを行う場合があります。

<受付不可日>に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、受益権の取得の申込みを受け付けないものとします。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行休業日
- ・メルボルンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

各ファンドにつき上限2,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

各ファンド共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般			ファンド	()		
大型株	年2回				TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファ	なし	その他	ロング・
債券			ンズ		()	ショート型/
一般	年6回	北米				絶対収益追求
公債	(隔月)					型
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				()
()						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
その他資産	()					
(投資信託証券(不		アフリカ				
動産投信))						
		中近東				
資産複合		(中東)				
()						
資産配分		エマージング				
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

オーストラリアREITファンド(年2回決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般			ファンド	()		
大型株	年2回				TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファ	なし	その他	ロング・
債券			ンズ		()	ショート型/
一般	年6回	北米				絶対収益追求
公債	(隔月)					型
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				()
()						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
その他資産	()					
(投資信託証券(不		アフリカ				
動産投信))						
		中近東				
資産複合		(中東)				
()						
資産配分		エマージング				
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性 区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に 規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定す る上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

「投資対象資産による属性区分1

(1)株式

- 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものを いう。
- 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する 旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」 による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるも のについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの をいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

「為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右 されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショー ト戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをい う。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>



主として、オーストラリアのREIT(不動産投資信託証券)に 投資します。

- 「LM・オーストラリアREITファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」)への投資を通じて、主として、オーストラリア証券取引所に上場しているREITに投資します。
- ●主要投資対象ファンドの運用はレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社がおこない、 実質的な運用はレッグ・メイソン・グループのレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドがおこないます。
- ●「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。
- ●原則として、為替ヘッジはおこないません。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針(2)投資対象 (参考)投資対象 ファンドの概要」をご参照ください。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

レッグ・メイソン・グループについて

レッグ・メイソン・インク

- ■米国メリーランド州ボルティモアに本部を置き、資産運用 サービスを提供する持ち株会社です(NY証券取引所上場)。 世界各国の中央銀行、国際機関、年金基金など多岐に渡る顧 客を対象に、約7,554億米ドル(約86兆円*)を運用しています。
 - ※2018年9月末現在。2018年9月末のデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメントが円換算しています。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・ オーストラリア・リミテッド

- ■経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームがメルボルン拠点で運用
- ■レッグ・メイソン・インクの100%子会社
- ■オーストラリアREITの運用については20年以上の実績が あります。

(出所)レッグ・メイソン・アセット・マネジメントのデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成



銘柄選定にあたっては、銘柄毎の収益の成長性・割安度・ 配当利回り・流動性等を勘案します。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

投資ユニバース

●オーストラリア証券取引所の上場REIT

リスク水準に関するスクリーニング

- ●各REITの保有不動産の管理運営能力や資産 そのもののクオリティを評価
- 負債比率、配当特性、流動性等に着目

キャッシュフローの予測分析

- ●各銘柄に対してキャッシュフローの予測分析 をおこない評価
- ●フリーキャッシュフローが生み出す持続可能 な配当に着目

ポートフォリオ構築

●配当利回りや流動性、リスク等を考慮して 最終的なポートフォリオを構築

※2018年12月末現在。上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

^{特色} 3

決算の時期が異なる2つのタイプから選べます。

●毎月決算をおこなう「毎月決算型」と年2回決算をおこなう「年2回決算型」があります。

分配方針

- ●「毎月決算型」は、原則として毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算をおこない、収益の分配をめざします。
- ●「年2回決算型」は、毎年6月および12月の各14日(休業日の場合は翌営業日)に決算をおこない、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ●分配金については、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配をおこなわないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

おもな投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資はおこないません。
- 外貨建資産への直接投資はおこないません。
- ●デリバティブの直接利用はおこないません。

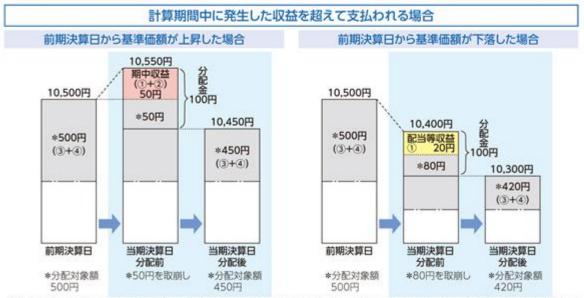
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

< 収益分配金に関する留意事項 >

●分配金は、預貯金の利息とは 異なり、投資信託の純資産から 支払われますので、分配金が 支払われると、その金額相当 分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
 - 分配金は、分配方針にもとづき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

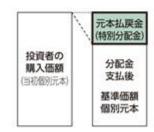
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別 分配金)の額だけ減少します。

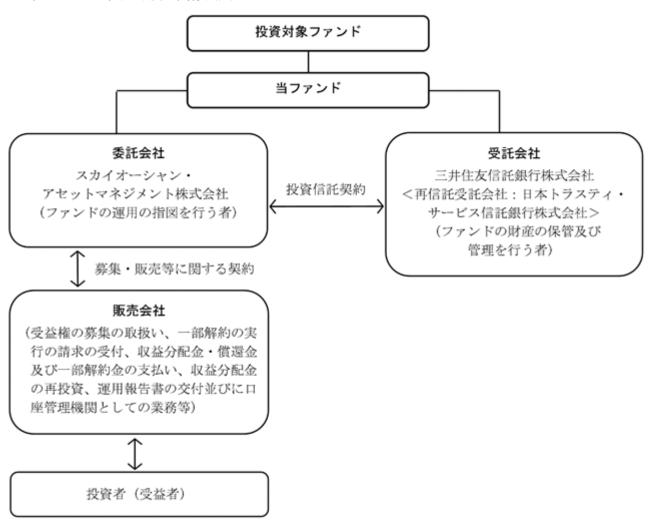
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

2016年9月5日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況 (2018年12月28日現在)

イ.資本金の額:3億円

口. 委託会社の沿革

2014年11月25日: スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社設立

2015年4月3日: 投資運用業の登録(登録番号:関東財務局長(金商)第2831号)

八.大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	20,400株	34%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	12,600株	21%
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	9,000株	15%
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	9,000株	15%
株式会社東京きらぼし	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	9,000株	15%
フィナンシャルグループ		0,0001/K	10/0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定し ております。

投資対象

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が運用する「LM・オーストラリアREIT ファンド (適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

この他、「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

投資態度

- イ.主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリア証券取引所に上場している 不動産投資信託証券に投資します。
- 口.主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- 八.主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 二.資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記 の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります)の種類は、次に掲げるものとします。

- イ.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 口.次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が運用する「LM・オーストラリアREIT ファンド(適格機関投資家専用)」及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの

- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

- イ.委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
- ロ.上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「(参考)投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

(参考)投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2018年12月28日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

1. LM・オーストラリアREIT ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
	「LM・オーストラリアREITマザーファンド」受益証券への投資を通じて、主
運用の基本方針	にオーストラリアの証券取引所に上場している不動産投資信託証券に投資を
	 行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。
	「LM・オーストラリアREITマザーファンド 」受益証券を主要投資対象とし
	ます。
	│ │ 当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるレッグ・メイソン・ア │
主要投資対象 	│ │セット・マネジメント株式会社は、その運用の指図に関する権限をレッグ・ │
	│ │メイソン・インク傘下の運用会社であるレッグ・メイソン・アセット・マネ │
	 ジメント・オーストラリア・リミテッドに委託します。
	LM・オーストラリアREITマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収
	入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
	 LM・オーストラリアREITマザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高
机次能在	位を維持します。
投資態度 	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。
	資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合がありま
	す。
	株式への実質投資割合は、制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総
	額の20%以内とします。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内としま
	す。
	同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産
→ +>+0.次生川7日	同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内
主な投資制限 	とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)
	投資信託証分(マリーファフト支監証分及び工場投資信託証分を除さより。 / への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	への美質投資制合は、信託財産の純質産総額の3%以内としより。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	プラピラ
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信
	これ 、
	以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人
	投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
	年12回。毎月28日(休業日の場合は翌営業日)。
1	1

	毎決算時に分配を行います。
	分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産
	に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)
収益の分配	及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
	収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、
	分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
	分配金は、決算日から起算して5 営業日以内に支払われます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.594%(税抜0.55%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年6月9日
信託期間	2015年6月9日~2025年12月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

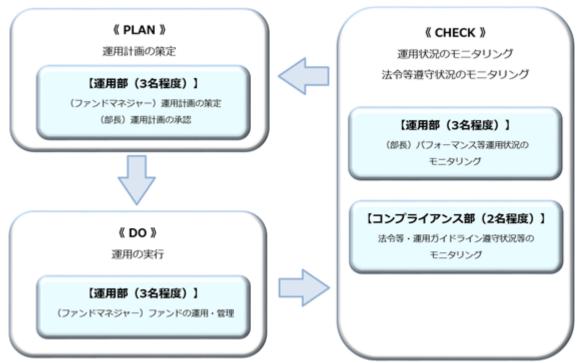
2. FOFs用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)

	<u> </u>
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」(以下「マ
	ザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証
運用の基本方針	券」といいます。)への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社
	債および短期金融商品を含みます。以下同じ。)を中心に投資を行い、安定
	した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産
	等を中心に投資を行います。
	国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券
	オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならび
	に外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券
 投資態度	オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似
投具您皮 	の取引を行うことができます。
	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リ
	スクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができま
	す 。
	ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財
	産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち
	会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債で
	あって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらか
	じめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341 条ノ3第1 項第7
	号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権
	付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得したも
	のに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の
	純資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合
	は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、
	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を
	行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を
	含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法
	により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指
	図をしません。
ベンチマーク	┃ ┃該当事項はありません。
	毎年9月25日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)および信託終了日
WAT II	毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。
	分配対象額の範囲
	グルグスはの単位 経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額としま
	対象
	^{ッ。} 分配対象額についての分配方針
収益の分配	
	委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただ
	し、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
	留保益の運用方針
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	ファンドの純資産総額に対し年0.1404%(税抜0.13%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年6月14日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

<オーストラリアREITファンド(毎月決算型)>

第1計算期間から第2計算期間までの決算時においては収益分配を行いません。第3計算期間以降の 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- イ.分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。
- ロ.分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< オーストラリアREITファンド(年2回決算型)>

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

イ.分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。

- 口.分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

<約款に定める投資制限>

- イ.投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 口.株式への投資 株式への直接投資は行いません。
- 八.外貨建資産への投資外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二.デリバティブの利用デリバティブの直接利用は行いません。
- ホ.公社債の借入れの指図、目的及び範囲
- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

へ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (八)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ト.信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他の投資制限 >

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の 事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額 の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果 等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

「参考情報]

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

·ストラリアREITファンド(毎月決算型) オ



ストラリアREITファンド(年2回決算型) 7



- ノドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にも とづいて計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にも とづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。 *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したも のとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準
- 価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)



オーストラリアREITファンド(年2回決算型)



- フは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるよ うに作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは 限りません
- *2014年1月~2018年12月の5年間(ファンドは2017年9月~2018 年12月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にも とづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債···NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) (注) 海外の指数は、海替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その 内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソース は、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた指害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いま

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、競標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、殷標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、 J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜 3.0%)(1)の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1:「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます(以下同じ。)。

「分配金再投資コース」(2)において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2: 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2)【換金(解約)手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に、信託財産留保額()の控除はありません。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の 安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をい い、投資信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.1124%(税抜 1.03%)を乗じて得た額とします(信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率)。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

중학스첫	年 華 0.2240/	(### 0 20/)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資	
安武宏紅 	委託会社 年率 0.324% (税抜 0.3%)		料作成等の対価	
版丰本社	年 密 0.7560%	(税抜 0.7%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での	
販売会社 年率 0.756% (税抜 0.7%)		(机板 0.790)	ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
平二人力	年並 0.02240/	(## t= 0,000/)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の	
受託会社	年率 0.0324%	(税抜 0.03%)	対価	

信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお、上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

(参考)各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬(投資信託財産の純資産総額に対する年率)は下記の通りです。 当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産

の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、換金(解約)手数料はありません。

ファンド名	信託報酬		
LM・オーストラリアREIT ファンド (適格機関投資家専用)	年率 0.594% (税抜 0.55%)		
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	年率 0.1404%(税抜 0.13%)		

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率:年率1.7064%程度(税抜 1.58%程度)

(投資対象とする投資信託証券:年率0.594%(税抜0.55%))

投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します (投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料()、組入資産の保管に要する 費用()等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します

(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用()は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎年 6、12月の計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示す ことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料:売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用:保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源 泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

	税率	(内 訳)	
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)		
2038年1月1日以降 20%()		(所得税15%、住民税5%)	

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

口、一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その税率は、上記イ.の表の通りです。

八.損益通算について

- 一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び 譲渡所得等の所得間並びに上場株式等(公募株式投資信託を含みます。)の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)及び譲渡所得等との損益通算が可能です。
- 二.少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しく は、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税	率	(所得税のみ)
2037年12月31日まで			15.315%
2038年1月1日以降			15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

個別元本について

- イ.追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申 込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たり ます。
- ロ.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ.ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二.受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の「 普通分配金と元本払戻金(特別分配 金)について」をご参照ください。)

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、2018年12月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2018年12月28日現在の状況について記載してあります。

【オーストラリアREITファンド(毎月決算型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,325,621,232	98.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		38,708,587	1.64
合計(純資産総額)		2,364,329,819	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
1		L M・オーストラリアREIT ファンド(適格機関投資家専用)	2,550,215,631	0.9512	2,425,887,518	0.9119	2,325,541,633	98.36
I	投資信託受 益証券	FOF s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	80,298	0.9914	79,607	0.9913	79,599	0.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.36
合計	98.36

⁽注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	,	純資産総	額(円)	1万口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(2016年12月14日)	2,817,381,405	2,824,345,165	10,114	10,139
第2特定期間末	(2017年 6月14日)	1,915,839,745	1,920,505,756	10,265	10,290
第3特定期間末	(2017年12月14日)	3,712,392,951	3,722,381,363	11,150	11,180
第4特定期間末	(2018年 6月14日)	2,976,434,876	2,985,166,217	10,227	10,257
第5特定期間末	(2018年12月14日)	2,435,545,674	2,442,614,479	10,336	10,366
	2017年12月末日	3,407,474,261		10,987	
	2018年 1月末日	3,185,701,631		10,347	
	2月末日	3,061,427,144		9,787	
	3月末日	2,888,703,658		9,469	
	4月末日	2,914,854,109		9,625	
	5月末日	3,052,400,693		10,154	
	6月末日	2,839,436,073		10,115	
	7月末日	2,757,390,562		10,287	
	8月末日	2,685,894,456		10,347	
	9月末日	2,576,174,259		10,484	
	10月末日	2,444,062,130		9,964	
	11月末日	2,542,053,900		10,486	
	12月末日	2,364,329,819		9,946	

⁽注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2016年 9月 5日~2016年12月14日	25
第2特定期間	2016年12月15日~2017年 6月14日	150
第3特定期間	2017年 6月15日~2017年12月14日	155
第4特定期間	2017年12月15日~2018年 6月14日	180
第5特定期間	2018年 6月15日~2018年12月14日	180

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1特定期間	2016年 9月 5日~2016年12月14日	1.4
第2特定期間	2016年12月15日~2017年 6月14日	3.0
第3特定期間	2017年 6月15日~2017年12月14日	10.1
第4特定期間	2017年12月15日~2018年 6月14日	6.7
第5特定期間	2018年 6月15日~2018年12月14日	2.8

⁽注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。 (注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2016年 9月 5日~2016年12月14日	3,021,531,999	236,027,771	2,785,504,228
第2特定期間	2016年12月15日~2017年 6月14日	1,065,196,391	1,984,296,074	1,866,404,545
第3特定期間	2017年 6月15日~2017年12月14日	2,258,153,170	795,086,980	3,329,470,735
第4特定期間	2017年12月15日~2018年 6月14日	519,151,309	938,175,022	2,910,447,022
第5特定期間	2018年 6月15日~2018年12月14日	340,208,345	894,387,028	2,356,268,339

⁽注1)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

【オーストラリアREITファンド(年2回決算型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,250,221,575	98.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,367,582	1.60
合計(純資産総額)		1,270,589,157	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
1		L M・オーストラリアREIT ファンド(適格機関投資家専用)	1,370,985,498	0.9514	1,304,387,379	0.9119	1,250,201,675	98.40
1	投資信託受 益証券	FOFs用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	20,075	0.9914	19,902	0.9913	19,900	0.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.40
合計	98.40

⁽注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総	額(円)	1万口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2016年12月14日)	760,416,767	760,416,767	10,112	10,112
第2期計算期間末	(2017年 6月14日)	702,103,419	702,103,419	10,427	10,427
第3期計算期間末	(2017年12月14日)	1,204,993,820	1,204,993,820	11,511	11,511
第4期計算期間末	(2018年 6月14日)	1,203,449,128	1,203,449,128	10,740	10,740
第5期計算期間末	(2018年12月14日)	1,320,657,601	1,320,657,601	11,042	11,042
	2017年12月末日	1,092,699,030		11,339	
	2018年 1月末日	1,052,742,152		10,707	
	2月末日	1,035,554,179		10,157	
	3月末日	1,085,037,912		9,856	
	4月末日	1,107,329,203		10,049	
	5月末日	1,242,857,991		10,634	
	6月末日	1,224,821,921		10,623	
	7月末日	1,177,878,192		10,830	
	8月末日	1,172,140,606		10,928	
	9月末日	1,301,635,920		11,103	
	10月末日	1,283,924,835		10,581	
	11月末日	1,349,676,577		11,174	
	12月末日	1,270,589,157		10,622	

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2016年 9月 5日~2016年12月14日	0
第2期計算期間	2016年12月15日~2017年 6月14日	0
第3期計算期間	2017年 6月15日~2017年12月14日	0
第4期計算期間	2017年12月15日~2018年 6月14日	0
第5期計算期間	2018年 6月15日~2018年12月14日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)	
第1期計算期間	2016年 9月 5日~2016年12月14日	1.1	
第2期計算期間	2016年12月15日~2017年 6月14日	3.1	
第3期計算期間	2017年 6月15日~2017年12月14日	10.4	
第4期計算期間	2017年12月15日~2018年 6月14日	6.7	
第5期計算期間	2018年 6月15日~2018年12月14日	2.8	

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(4)【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2016年 9月 5日~2016年12月14日	768,645,688	16,653,620	751,992,068
第2期計算期間	2016年12月15日~2017年 6月14日	380,914,511	459,552,240	673,354,339
第3期計算期間	2017年 6月15日~2017年12月14日	694,152,057	320,682,788	1,046,823,608
第4期計算期間	2017年12月15日~2018年 6月14日	378,760,872	305,016,732	1,120,567,748
第5期計算期間	2018年 6月15日~2018年12月14日	323,376,754	247,880,592	1,196,063,910

⁽注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)小数第2位を四捨五入しております。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

(参考情報)交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

設 定 日:2016年9月5日 作成基準日:2018年12月28日

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)



[※]基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

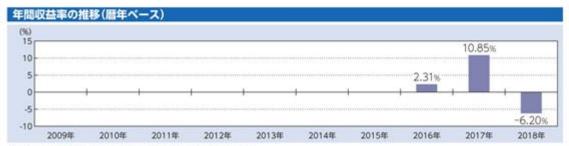
股定来分配金合計額:690円 直近1年間分配金累計額:360円

1	決算期	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	
	分配金	30円	30円	30円	30円	30円	

[●]運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況		
投資信託証券	投資比率	
LM・オーストラリアREITファンド(適格機関投資家専用)	98.4%	
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%	
ACAPA 188 CA WAR A A SHE WAR AND WAR A COMPANY OF TAXABLE WAR A COMPANY		

※投資比率は純資産総額に対する比率です。



- ※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ※2016年は設定日から年末までの収益率です。2018年は年初から作成基準日までの騰落率です。
- やファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

[∞]上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

設 定 日:2016年9月5日 作成基準日:2018年12月28日

オーストラリアREITファンド(年2回決算型)



[※]上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

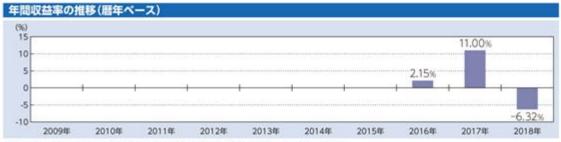
設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年12月	2017年6月	2017年12月	2018年6月	2018年12月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

[※]運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況	
投資信託証券	投資比率
LM・オーストラリアREITファンド(適格機関投資家専用)	98.4%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%

[※]投資比率は純資産総額に対する比率です。



◆2016年は設定日から年末までの収益率です。2018年は年初から作成基準日までの騰落率です。

をファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

< 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」()の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する 契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします(「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(注)分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、 各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

< 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、受益権の取得の申込みを受け付けないものとします。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行休業日
- ・メルボルンの銀行休業日

< 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチング>

当ファンドはオーストラリアREITファンド(毎月決算型)とオーストラリアREITファンド(年2回 決算型)間において、スイッチング()の取扱いを行う場合があります。

<受付不可日 > に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2【換金(解約)手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額(以下「解約価額」といいます。)とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.soam.co.jp/)でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

- 一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
 - ・オーストラリア証券取引所の休業日
 - ・シドニーの銀行休業日
 - ・メルボルンの銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の 実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記 < 解約価額 > の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル: 045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(借入公社債を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

< 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

< 主要な投資対象資産の評価方法 >

内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の当日又は前営業日の基準価額で評価します。

< 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.soam.co.jp/)でご覧いただけます。

(照会先)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.soam.co.jp/

サポートダイヤル:045-225-1651

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2016年9月5日(設定日)から2026年12月14日までとします。

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託 会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

<オーストラリアREITファンド(毎月決算型)>

原則として、毎月15日から翌月14日までとします。

ただし、第1計算期間は2016年9月5日から2016年10月14日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

< オーストラリアREITファンド (年2回決算型)>

原則として、毎年6月15日から12月14日及び12月15日から翌年6月14日までとします。

ただし、第1計算期間は2016年9月5日から2016年12月14日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

< 投資信託契約の終了(償還)と手続き>

(1)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のう え、この投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、 原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託 契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督 官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1) によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。

上記 から までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情 が生じている場合であって、上記 から までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

< 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその 内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従い ます。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更(以下「重大な約款変更」といいます。) 又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした 場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社 の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任し た場合、委託会社は、上記 < 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き > に 従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

< 反対者の買取請求権の不適用 >

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<運用報告書>

委託会社は、オーストラリアREITファンド(毎月決算型)は毎年6月及び12月の決算時ならびに 償還時に、オーストラリアREITファンド(年2回決算型)は毎決算時及び償還時に交付運用報告 書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に 対して交付します。

委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページ(http://www.soam.co.jp/)に掲載します。ただし、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

< 関係法人との契約の更改手続き >

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

< 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.soam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

< 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるとき は、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託 財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管 理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分 別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失 い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【オーストラリアREITファンド(毎月決算型)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(自2018年6月15日 至2018年12月14日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位	:	円)
-----	---	---	---

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第4特定期間 (2018年 6月14日現在)	第5特定期間 (2018年12月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,496,597	34,891,578
投資信託受益証券	2,973,379,650	2,421,173,861
未収入金	14,000,000	26,000,000
流動資産合計	3,054,876,247	2,482,065,439
資産合計	3,054,876,247	2,482,065,439
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,731,341	7,068,805
未払解約金	66,751,735	37,108,493
未払受託者報酬	83,726	66,149
未払委託者報酬	2,790,856	2,204,903
未払利息	184	95
その他未払費用	83,529	71,320
流動負債合計	78,441,371	46,519,765
負債合計	78,441,371	46,519,765
純資産の部		
元本等		
元本	2,910,447,022	2,356,268,339
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	65,987,854	79,277,335
(分配準備積立金)	236,255,669	171,382,908
元本等合計	2,976,434,876	2,435,545,674
純資産合計	2,976,434,876	2,435,545,674
負債純資産合計	3,054,876,247	2,482,065,439

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(1 13 /
	第4特定期間 自 2017年12月15日 至 2018年 6月14日	第5特定期間 自 2018年 6月15日 至 2018年12月14日
営業収益		
受取配当金	69,445,235	57,989,536
有価証券売買等損益	292,751,332	33,084,211
営業収益合計	223,306,097	91,073,747
営業費用		
支払利息	21,316	20,532
受託者報酬	501,556	428,291
委託者報酬	16,718,463	14,276,188
その他費用 _	83,529	71,528
営業費用合計	17,324,864	14,796,539
営業利益又は営業損失()	240,630,961	76,277,208
経常利益又は経常損失()	240,630,961	76,277,208
当期純利益又は当期純損失()	240,630,961	76,277,208
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,079,990	498,706
期首剰余金又は期首欠損金()	382,922,216	65,987,854
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,323,458	9,776,167
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	21,323,458	9,776,167
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,739,572	26,769,842
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	51,739,572	26,769,842
分配金	54,967,277	45,495,346
期末剰余金又は期末欠損金()	65,987,854	79,277,335

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金

投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該

収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

			!特定期間 6月14日現在)	**	5特定期間 12月14日現在)
1.	特定期間の末日におけ る受益権の総数		2,910,447,022□		2,356,268,339□
2 .	特定期間の末日におけ	1口当たり純資産額	1.0227円	1口当たり純資産額	1.0336円
	る1単位当たりの純資 産の額	(1万口当たり純資産額)	(10,227円)	(1万口当たり純資産額)	(10,336円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4特定期間	第5特定期間
自 2017年12月15日	自 2018年 6月15日
至 2018年 6月14日	至 2018年12月14日

分配金の計算過程

第16期

自 2017年12月15日

至 2018年 1月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	7,740,628円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	247,054,309円
分配準備積立金額	D	273,489,041円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	528,283,978円
当ファンドの期末残存口数	F	3,095,874,945□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,706円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,287,624円

第17期

自 2018年 1月16日

至 2018年 2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	8,639,974円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	260,901,576円
分配準備積立金額	D	263,437,466円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	532,979,016円
当ファンドの期末残存口数	F	3,126,422,545□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,704円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,379,267円
第18期		

自 2018年 2月15日

至 2018年 3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,950,376円

分配金の計算過程

第22期

自 2018年 6月15日

至 2018年 7月17日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	9,944,968円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	249,052,430円
分配準備積立金額	D	219,452,026円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	478,449,424円
当ファンドの期末残存口数	F	2,767,992,259□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,728円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	8,303,976円

第23期

自 2018年 7月18日

至 2018年 8月14日

<u> </u>		
項目		
費用控除後の配当等収益額	А	7,454,958円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	241,601,024円
分配準備積立金額	D	205,300,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	454,356,310円
当ファンドの期末残存口数	F	2,630,544,829口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,727円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,891,634円

第24期

自 2018年 8月15日

至 2018年 9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	9,183,711円

費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	264,028,285円
分配準備積立金額	D	255,365,687円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	530,344,348円
当ファンドの期末残存口数	F	3,100,715,413□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,710円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,302,146円

第19期

自 2018年 3月15日

至 2018年 4月16日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	8,496,310円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	261,919,067円
分配準備積立金額	D	249,572,830円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	519,988,207円
当ファンドの期末残存口数	F	3,043,356,544□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,708円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,130,069円

第20期

自 2018年 4月17日

至 2018年 5月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	11,115,671円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	265,583,484円
分配準備積立金額	D	245,720,040円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	522,419,195円
当ファンドの期末残存口数	F	3,045,610,149□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,715円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,136,830円

第21期

自 2018年 5月15日

至 2018年 6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	10,701,591円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	256,263,603円
分配準備積立金額	D	234,285,419円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	501,250,613円
当ファンドの期末残存口数	F	2,910,447,022□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,722円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	8,731,341円

	日叫吐刀田	
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	234,086,534円
分配準備積立金額	D	192,558,757円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	435,829,002円
当ファンドの期末残存口数	F	2,513,285,459□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,734円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,539,856円

第25期

自 2018年 9月15日

至 2018年10月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	6,543,519円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	236,395,011円
分配準備積立金額	D	181,015,773円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,954,303円
当ファンドの期末残存口数	F	2,448,568,028□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,731円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,345,704円

第26期

自 2018年10月16日

至 2018年11月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	9,031,073円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	238,159,371円
分配準備積立金額	D	178,466,207円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	425,656,651円
当ファンドの期末残存口数	F	2,448,457,051
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,738円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,345,371円

第27期

自 2018年11月15日

至 2018年12月14日

± 2010+12/31+1		
項目		
費用控除後の配当等収益額	А	7,794,082円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円
後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	231,974,885円
分配準備積立金額	D	170,657,631円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,426,598円
当ファンドの期末残存口数	F	2,356,268,339□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,741円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,068,805円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

第5特定期間 自 2018年 6月15日 至 2018年12月14日
 当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
 当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信 用リスク、流動性リスク等に晒されております。
運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。 コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第5特定期間 (2018年12月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。
いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4特定期間 (2018年 6月14日現在)	第5特定期間 (2018年12月14日現在)	
作業共	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	82,802,342	10,241,607	
合計	82,802,342	10,241,607	

_____ (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第4特定期間 自 2017年12月15日 至 2018年 6月14日	第5特定期間 自 2018年 6月15日 至 2018年12月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,329,470,735円	2,910,447,022円
期中追加設定元本額	519,151,309円	340,208,345円
期中一部解約元本額	938,175,022円	894,387,028円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	L M・オーストラリアREITファンド(適格機関 投資家専用)	2,544,502,632	2,421,094,254	
	F O F s 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	80,298	79,607	
	合計	2,544,582,930	2,421,173,861	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【オーストラリアREITファンド(年2回決算型)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(自2018年6月 15日 至2018年12月14日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けて おります。

(1)【貸借対照表】

(単位	:	円)

	第4期 (2018年 6月14日現在)	第5期 (2018年12月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,766,057	18,766,611
投資信託受益証券	1,188,303,429	1,310,564,217
未収入金	16,000,000	-
流動資産合計	1,232,069,486	1,329,330,828
資産合計	1,232,069,486	1,329,330,828
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,467,181	1,699,557
未払受託者報酬	178,354	202,144
未払委託者報酬	5,945,083	6,737,845
未払利息	76	51
その他未払費用	29,664	33,630
流動負債合計	28,620,358	8,673,227
負債合計	28,620,358	8,673,227
純資産の部		
元本等		
元本	1,120,567,748	1,196,063,910
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	82,881,380	124,593,691
(分配準備積立金)	106,341,332	106,495,060
元本等合計	1,203,449,128	1,320,657,601
純資産合計	1,203,449,128	1,320,657,601
負債純資産合計	1,232,069,486	1,329,330,828

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四・11)
	第4期 自 2017年12月15日 至 2018年 6月14日	第5期 自 2018年 6月15日 至 2018年12月14日
営業収益		
受取配当金	24,734,064	27,376,398
有価証券売買等損益	84,780,886	16,610,788
営業収益合計	60,046,822	43,987,186
三 営業費用		
支払利息	10,266	9,153
受託者報酬	178,354	202,144
委託者報酬	5,945,083	6,737,845
その他費用	29,664	33,703
営業費用合計	6,163,367	6,982,845
営業利益又は営業損失()	66,210,189	37,004,341
経常利益又は経常損失()	66,210,189	37,004,341
当期純利益又は当期純損失()	66,210,189	37,004,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	12,297,280	4,502,163
期首剰余金又は期首欠損金()	158,170,212	82,881,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,457,389	27,794,487
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	21,457,389	27,794,487
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,833,312	18,584,354
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	42,833,312	18,584,354
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	82,881,380	124,593,691

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該 収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

			第4期		第5期
		(2018年	6月14日現在)	(2018年1	2月14日現在)
1.	計算期間の末日におけ		1,120,567,748口		1,196,063,910□
	る受益権の総数				
2 .	計算期間の末日におけ	1口当たり純資産額	1.0740円	1口当たり純資産額	1.1042円
	る1単位当たりの純資 産の額	(1万口当たり純資産額)	(10,740円)	 (1万口当たり純資産額)	(11,042円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期		第5期			
自 2017	年12月15日		自 2018	年 6月15日	
至 2018	年 6月14日		至 2018	年12月14日	
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	16,641,334円	費用控除後の配当等収益額	Α	21,141,40
費用控除後・繰越欠損金補填	В	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填	В	
後の有価証券等損益額			後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	111,816,623円	収益調整金額	С	150,041,26
分配準備積立金額	D	89,699,998円	分配準備積立金額	D	85,353,65
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	218,157,955円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	256,536,32
当ファンドの期末残存口数	F	1,120,567,748口	当ファンドの期末残存口数	F	1,196,063,91
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,946円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,14
1万口当たり分配金額	Н	- 円	1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第5期 自 2018年 6月15日 至 2018年12月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信 用リスク、流動性リスク等に晒されております。
	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。 コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第5期
	(2018年12月14日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。
いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 (2018年 6月14日現在)	第5期 (2018年12月14日現在)	
个里 米貝	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた (円) (円)		
投資信託受益証券	75,838,983	14,758,243	
合計	75,838,983	14,758,243	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第4期	第5期
区分	自 2017年12月15日	自 2018年 6月15日
	至 2018年 6月14日	至 2018年12月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,046,823,608円	1,120,567,748円
期中追加設定元本額	378,760,872円	323,376,754円
期中一部解約元本額	305,016,732円	247,880,592円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	L M・オーストラリアREITファンド(適格機関 投資家専用)	1,377,345,576	1,310,544,315	
	F O F s 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	20,075	19,902	
	合計	1,377,365,651	1,310,564,217	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2018年12月28日現在)

オーストラリアREITファンド(毎月決算型)

資産総額	2,379,409,779円
負債総額	15,079,960円
純資産総額(-)	2,364,329,819円
発行済口数	2,377,214,079
1口当たり純資産額(/)	0.9946円
(1万口当たり純資産額)	(9,946円)

オーストラリアREITファンド(年2回決算型)

資産総額	1,271,154,133円
負債総額	564,976円
純資産総額(-)	1,270,589,157円
発行済口数	1,196,163,491□
1口当たり純資産額(/)	1.0622円
(1万口当たり純資産額)	(10,622円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

- (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存 在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し ません。

受益権の譲渡

イ.受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- 口.上記イ.の申請のある場合には、上記イ.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿 に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設したも のでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上 位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記 載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2018年12月28日現在)

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 100,000株 発行済株式総数 : 60,000株

最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、社長1名、副社長、 専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

PLAN : 計画

- ・運用部は、運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、代表取締役副社長が承認します。
- ・ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、運用 部長が承認します。

DO : 実行

- ・ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用 を行うとともにファンドの運用状況を管理します。
- ・ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された運用規程を遵守 することが求められます。
- ・運用部長は、ファンドの運用が計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK : 検証

- ・運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策 の検討等を指示します。
- ・また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立したコンプライア ンス部がモニタリングを行います。
- ・モニタリングの結果は、速やかにファンドマネジャーにフィードバックされ、ファンドの運用に 反映されます。

上記のとおり、委託会社では、PLAN DO CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスに基づいた運用を行っています。

委託会社の機構は2019年3月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。

2018年12月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドを除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	8	72,162
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	8	72,162

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。) の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度に係る中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業 (2017年 3月			業年度 月31日現在)
	 注記	(2017年 3万			
科目	番号	内訳(千円)	金額(千円)	内訳(千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		268,308		151,653
前払費用			16		32
未収委託者報酬			79,640		193,333
流動資産計			347,965		345,019
 固定資産					
有形固定資産			5,009		3,128
建物	1	808		757	
器具備品	1	4,200		2,371	
固定資産計			5,009		3,128
資産合計			352,974		348,148
(負債の部)					
」(貝頃の品) 「流動負債					
流勤貝頃 預り金			789		865
対象 未払金			43,075		115,165
木払並 未払手数料	2	29,009	43,075	92,222	115,105
木仏子教科 未払委託調査費		10,398		18,840	
		-		4,103	
その他未払金		3,666	495	4,103	697
未払費用 未払法人税等					2,178
			1,721 1,017		•
未払消費税等 賞与引当金			6,372		6,452 6,591
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			53,472		131,951
加野貝頂面 負債合計			53,472		131,951
			33,472		131,931
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			300,497		383,802
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		300,497		383,802	
株主資本計			299,502		216,197
純資産合計			299,502		216,197
負債・純資産合計			352,974		348,148

(2)【損益計算書】

		前事	 業年度	当車 当	 業年度
期別			**	i	**
[[]]		-		· ·	
N.D.	> →□ # □		年 3月31日)		年 3月31日)
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額(千円)	内訳 (千円)	金額(千円)
営業収益		000 404		507.004	
委託者報酬		298,124		567,861	
営業収益計			298,124		567,861
営業費用					
支払手数料	1		110,652		251,616
広告宣伝費			3,683		2,775
調査費			96,475		132,690
調査費		3,811		3,968	
委託調査費	1	92,664		128,722	
委託計算費			31,501		39,837
営業雑経費			23,381		32,570
通信費		321		461	
印刷費		22,477		31,247	
諸会費		536		852	
その他		46		7	
営業費用計			265,694		459,490
一般管理費					
給料			151,352		157,746
役員報酬		36,000		36,000	
給料・手当		98,187		102,709	
賞与		10,792		12,446	
賞与引当金繰入額		6,372		6,591	
法定福利費			3,285		3,517
福利厚生費			168		302
業務委託費			82		
交際費			569		723
寄付金			30		30
旅費交通費			3,858		6,125
租税公課			3,232		3,573
不動産賃借料			10,145		10,145
固定資産減価償却費			2,923		1,880
消耗品費			1,066		904
支払報酬料			4,945		4,991
支払手数料			116		118
諸経費			637		1,316
一般管理費計			182,414		191,375
営業損失			149,984		83,004
営業外収益					
雑収入		21		3	
営業外収益計			21		3
経常損失			149,963		83,000
税引前当期純損失			149,963		83,000
法人税、住民税及び事業税			304		304
当期純損失			150,267		83,305

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2016年4月1日至 2017年3月31日)

(単位:千円) 株主資本 純資産 合計 株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 合計 その他利益 資本 資本 利益 準備金 剰余金 剰余金 剰余金 合計 繰越利益 合計 剰余金 当期首残高 300,000 300,000 300,000 150,230 150,230 449,769 449,769 当期変動額 当期純損失(150,267 150,267 150,267 150,267 150,267 150,267 150,267 150,267 当期変動額合計 300,000 300,000 300,497 300,497 299,502 当期末残高 300,000 299,502

当事業年度(自2017年4月1日至 2018年3月31日)

(単位:千円) 株主資本 純資産 株主資本 合計 資本金 資本剰余金 利益剰余金 合計 その他利益 資本 資本 利益 剰余金 剰余金 準備金 剰余金 合計 繰越利益 合計 剰余金 当期首残高 300,000 300,000 300,000 300,497 300,497 299,502 299,502 当期変動額 当期純損失(83,305 83,305 83,305 83,305) 当期変動額合計 83,305 83,305 83,305 83,305 300,000 383,802 383,802 216,197 当期末残高 300,000 300,000 216, 197

(重要な会計方針)

- 1. 固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用 年数は以下のとおりであります。

建物 18年 器具備品 4~6年

- 2. 引当金の計上基準
- (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017年 3月31日現在) 当事業年度 (2018年 3月31日現在	
建物	81千円	132千円
器具備品	7,437千円	9,266千円
計	7,518千円	9,399千円

2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度	当事業年度	
	(2017年 3月31日現在) (2018年 3月31日現在)		
預金	170,062千円	150,384千円	
未払手数料	21,033千円	60,074千円	

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社に係る注記

	前事業年度	当事業年度
	(自 2016年 4月 1日	(自 2017年 4月 1日
	至 2017年 3月31日)	至 2018年 3月31日)
支払手数料	93,745千円	160,488千円
委託調査費	92,573千円	113,668千円

- (注1)支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。
- (注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した 金額を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
種類	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	60,000株			60,000株

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
種類	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	60,000株			60,000株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入 によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手 元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、 主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えてお ります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2017年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 預金	268,308	268,308	-
(2) 未収委託者報酬	79,640	79,640	-
資産計	347,948	347,948	-
(1) 未払金	43,075	43,075	-
負債計	43,075	43,075	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(単位:千円)

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年3月31日現在)

	1 年以内	1 年超
預金	268,308	
未収委託者報酬	79,640	
合計	347,948	

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入 によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、 主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えてお ります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2018年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 預金	151,653	151,653	-
(2) 未収委託者報酬	193,333	193,333	-
資産計	344,987	344,987	-
(1) 未払金	115,165	115,165	-
負債計	115,165	115,165	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(2018年3月31日現在)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
預金	151,653	
未収委託者報酬	193,333	
合計	344,987	

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度		当事業年度		
(2017年 3月31日班	見在)	(2018年 3月31日現在)		
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)	
未払事業税	424	未払事業税	563	
一括償却資産	33	一括償却資産		
賞与引当金	1,909	賞与引当金	1,979	
繰延資産償却超過額	971	繰延資産償却超過額	871	
繰越欠損金	85,450	繰越欠損金	110,999	
その他	132	その他	146	
繰延税金資産小計	88,922	繰延税金資産小計	114,560	
評価性引当額	88,922	評価性引当額	114,560	
繰延税金資産合計		繰延税金資産合計		
繰延税金負債		操延税金負債		
繰延税金負債合計		繰延税金負債合計		
繰延税金資産(負債)の純額		繰延税金資産(負債)の純額		

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

セグメント情報
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報 単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超える ため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
- (1) その他の関係会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 (億円)	1	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)												
その他の関係会社		1	集の 信託 2 156 銀行業 直接3406 行の	銀行業 直接34%	銀行業 直接34%		銀行業 直接34%	銀行業 直接34%	56 銀行業 直接34%	銀行業 直接34%								当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	係る事務代	93,745	未払 手数料	21,033
											出向者の受入	出向者人件費 の支払	59,669	未払 費用	238							
その他の	三井住友信託銀行		3,420	信託業 及び 直接 銀行業	及び	及び	及び	及び	及び			古控240/	投資の助言	投資助言料の 支払	92,573	未払委託 調査費	10,300					
関係会社	株式会社	1 1 T HIX	3,420							直接21%	出向者の受入	出向者人件費 の支払	54,275									

- 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
- 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定 しております。

親会社との取引のうち受取利息(預金利息)については、開示対象外としております。 出向者人件費については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2 . 親会社に関する注記 前事業年度(2017年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) その他の関係会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 (億円)	1	議決権等の 被所有割合		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	係る事務代	160,488	未払 手数料	60,074
その他の関係会社	1==+xp/T	東京都千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	113,668	未払委託 調査費	9,881

- 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
- 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定 しております。

2.親会社に関する注記

当事業年度(2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

(「休ヨにり情報)						
前事業年度		当事業年度				
(自 2016年 4月 1日 至 2017年	3月31日)	(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31	日)			
1 株当たり純資産額 4,99	1.71 円	1株当たり純資産額 3,603.2	9 円			
1株当たり当期純損失金額 2,504	4.45 円	1 株当たり当期純損失金額 1,388.4	2 円			
なお、潜在株式調整後1株当たり当	期純利益金	なお、潜在株式調整後1株当たり当期約	吨利益金			
額については、1株当たり当期純損	失であり、	額については、1株当たり当期純損失であり、				
また、潜在株式が存在しないため記	載しており	また、潜在株式が存在しないため記載しており				
ません。		ません。				
(注)1株当たり当期純損失金額の算況	官上の基礎は	(注)1株当たり当期純損失金額の算定上	:の基礎は			
以下のとおりであります。		以下のとおりであります。				
当期純損失(千円)	150,267	当期純損失(千円)	83,305			
普通株主に帰属しない金額(千円)		普通株主に帰属しない金額(千円)				
普通株式に係る当期純損失(千円)	150,267	普通株式に係る当期純損失(千円)	83,305			
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000			

EDINET提出書類 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		第5期中間	 会計期間末
期別			月30日現在)
科目	 注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)		, ,	. ,
流動資産			
預金			128,338
未収委託者報酬			214,053
前払費用			204
流動資産計			342,596
固定資産			
有形固定資産			2,413
建物	1	732	
器具備品	1	1,680	
固定資産計			2,413
資産合計			345,009
(負債の部)			
流動負債			
未払金			128,094
未払手数料		104,236	
未払委託調査費		19,955	
その他未払金		3,903	
未払費用			671
預り金			666
未払法人税等			1,640
未払消費税等			3,968
賞与引当金			6,667
流動負債計			141,709
負債合計			141,709
 (純資産の部)			
(純貝座の部) 株主資本			
			300,000
貝中亚 資本剰余金			300,000
資本利尔亚 資本準備金		300,000	300,000
利益剰余金		300,000	396,699
その他利益剰余金			232,200
操越利益剰余金		396,699	
—————————————————————————————————————		·	203,300
負債・純資産合計			345,009

(2) 中間損益計算

		第5期中間会計期間			
期別			8年 4月 1日		
743733		-	8年 9月30日)		
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)		
	, <u></u>	134 (113)	<u> </u>		
		357,083			
営業収益計		30.,000	357,083		
営業費用			30.,000		
支払手数料		169,762			
広告宣伝費		1,498			
調査費		68,298			
調査費		2,012			
委託調査費		66,285			
表記記 本託計算費		21,428			
		15,019			
通信費		181			
印刷費		14,365			
諸会費		472			
		172	276,006		
一般管理費			270,000		
給料		77,908			
~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		16,743			
給料・手当		51,238			
賞与		3,260			
		6,667			
法定福利費		1,986			
福利厚生費		40			
保険料		18			
交際費		279			
寄付金		30			
		3,743			
租税公課		1,772			
不動産賃借料		5,072			
固定資産減価償却費	1	715			
消耗品費		384			
支払報酬料		1,673			
支払手数料		60			
諸経費		136			
一般管理費計			93,822		
営業損失			12,745		
営業外収益			, -		
維収入		0			
営業外収益計			0		
経常損失			12,744		
税引前中間純損失			12,744		
法人税、住民税及び事業税			152		
中間純損失			12,897		

(3)中間株主資本等変動計算書

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) (単位:千円)

				純資産			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	合計
		資本	資本	その他利益	利益		
		準備金	剰余金	剰余金	剰余金		
			合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	300,000	300,000	300,000	383,802	383,802	216,197	216,197
当中間期変動額							
中間純損失()				12,897	12,897	12,897	12,897
当中間期変動額合計	-	-	-	12,897	12,897	12,897	12,897
当中間期末残高	300,000	300,000	300,000	396,699	396,699	203,300	203,300

(重要な会計方針)

- 1.固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

器具備品 4~6年

- 2. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。

- 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(追加情報)

第5期中間会計期間

(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等 を当中間会計期間の期首から適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第5期中間会計期間末		
	(2018年 9月30日現在)		
建物	157千円		
器具備品	9,957千円		
計	10,114千円		

(中間損益計算書関係)

1.減価償却実施額

	第5期中間会計期間
	(自 2018年 4月 1日
	至 2018年 9月30日)
有形固定資産	715千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

サー・カチャ	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末	
株式の種類	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数	
普通株式	60,000株	-	-	60,000株	

(リース取引関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第5期中間会計期間末(2018年9月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 預金	128,338	128,338	-
(2) 未収委託者報酬	214,053	214,053	-
資産計	342,391	342,391	-
(1) 未払金	128,094	128,094	-
負債計	128,094	128,094	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(デリバティブ取引関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第5期中間会計期間(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

1.セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略 しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報該当事項はありません。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第5期中間会計期間

(自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)

1株当たり純資産額

3,388.33 円

1 株当たり中間純損失金額

214.95 円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失(千円)	12,897
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純損失(千円)	12,897
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2019年3月14日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(2018年9月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2018年9月末日現在)	事業の内容
株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

三井住友信託銀行株式会社は委託会社の株式の21.0% (12,600株)を所有しています。

(2)販売会社

株式会社横浜銀行は委託会社の株式の34.0%(20,400株)を所有しています。 株式会社京都銀行は委託会社の株式の15.0%(9,000株)を所有しています。 株式会社群馬銀行は委託会社の株式の15.0%(9,000株)を所有しています。

(参考)再信託受託会社

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円 (2018年9月末日現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託する ため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書 (以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金 融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目 論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記 載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書 に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	松	崎	雅	則	ED
業務執行社員		14	川미	11年	只り	
指定有限責任社員	公認会計士	.1.	ш	/≐	<u>ئ</u>	ĆП
業務執行社員		Щ	田	信	~	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(E31533) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年2月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士

公認会計士 山 田 信 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているオーストラリアREITファンド(毎月決算型)の2018年6月15日から2018年12月14日までの 特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリアREITファンド(毎月決算型)の2018年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておいます
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年2月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限责任社员 業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 田 信 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているオーストラリアREITファンド(年2回決算型)の2018年6月15日から2018年12月14日まで の計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行っ た。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリアREITファンド(年2回決算型)の2018年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年12月3日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員	公認会計士	松	崎	雅	則	
指定有限責任社員業務執行社員	公認会計士	Щ	田	信	之	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。